

整 理 案

資料 4-1	過疎地等における病院と診療所の連携に係る 特例措置	・ ・ ・ ・ ・	1
資料 4-2	郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の 拡大	・ ・ ・ ・ ・	9

過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置

現
状

- 病院のベッドの一部を地域の診療所の医師に開放する「開放病床」は、病院と診療所の機能分担・相互連携、いわゆる「病診連携」の一環として取り組まれている。
- 地域の診療所の医師は、患者が開放病床に入院した後も、病院を訪問し、病院の医師と協力して検査・治療に当たるほか、患者の退院後も引き続き診療所の医師が診療を行うことができ、入院前から入院中、退院後まで一貫した治療を行うことができる。
- また、無床診療所であっても入院設備や高度医療機器が整備された病院と実質的に同様の治療が可能となるなど、開放病床は地域にとって安定的・継続的な医療体制の確保に大きな役割を果たしている。

課
題

- 医療法に基づく病院における医師の配置標準数は入院患者数等をベースに定められているが、開放病床の入院患者数に関しては精神、療養病床にあるような患者数の特例がない。
- 医師の配置標準数を満たさない場合は、改善指導等を受けるほか、診療報酬の一定割合が削減されるペナルティー措置が講じられる場合もある。
- 病院としては、開放病床の患者受け入れが増えれば医師の標準配置数も増えることに繋がり、医師不足などの地域医療を取り巻く環境は厳しさが増している中で、開放病床を積極的に進めることができない状況にある。

目指すすがた

過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置

医師の配置標準数の算定 (医療法第21条)

入院患者数及び外来患者数をベースに算定

開放病床入院患者数が増えると、配置すべき医師標準数も増えることになる。

特例
措置

過疎地等の開放型病院における新たな医師の配置標準数の算定

開放病床の入院患者については、 $1/2$ を乗じた数を算入する。

地域における安定的・継続的な医療体制の確保に資する。

過疎地等における安定的な医療体制の確保に繋がる開放病床の取り組みを支援

過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置<新旧対照表>

区分 イメージ図	現行	権限移譲等後
【医師の配置標準数】		【過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置】
○ 医師配置標準数の算定式（医療法施行規則 § 19）	(精神病床及び療養病床の入院患者数) × 1 / 3 + (精神病床以外の入院患者数) + (外来患者数) × 1 / 2. 5 = A	<p>○ 医師配置標準数の算定式（医療法施行規則 § 19）</p> <p>(精神病床及び療養病床の入院患者数) × 1 / 3 + (開放病床の入院患者数) × 1 / 2. + (精神病床、療養病床及び開放病床以外の入院患者数) + (外来患者数) × 1 / 2. 5 = A</p> <p>① Aが52まで ② Aが52を超える場合 医師 (A - 52) × 1 / 16 + 3 人</p>
法制度		<p>【特区提案】</p> <p>○ 医療法施行規則 § 19①に規定する「精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数」については、「北海道の過疎地等に所在する開放型病院における病室以外の病室の入院患者の数に開放病床に係る病床の数を二をもつて除した数を加えた数とする」旨の条文を追加する。</p> <p>※ 「開放病床」とは、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）で定める開放型病院におけるもの。 ※ 「過疎地等」とは次に掲げるものの基づき指定された離島振興対策実施地域 ・離島振興法第2条第1項に基づき合整する公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第2条第1項に規定する辺境地 ・山村振興法第7条第1項に基づいて指定された振興山村 ・過疎地域</p> <p>○ 医療法施行規則 § 19①による病院に置くべき医師の数の算定方法が定められる。</p>

■診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）

B002 開放型病院共同指導料(Ⅰ) 350点

- 注1 診察に基づき紹介された患者が、別に厚生労働大臣が定める開放利用に係る施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関（以下この表において「開放型病院」という。）に入院中である場合において、当該開放型病院に赴いて、当該患者に対して療養上必要な指導を共同して行った場合に、患者1人1日につき1回算定する。
- 2 区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号C000に掲げる往診料又は区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料は別に算定できない。

B003 開放型病院共同指導料(Ⅱ) 220点

- 注 診察に基づき紹介された患者が開放型病院に入院中である場合において、当該開放型病院において、当該患者を診察した保険医療機関の医師と共同して療養上必要な指導を行った場合に、患者1人1日につき1回算定する。

■診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について

（平成20年3月5日保医発第0305001号 厚生労働省保険局医療課長）

B002 開放型病院共同指導料(Ⅰ)、B003 開放型病院共同指導料(Ⅱ)

- (1) 開放型病院共同指導料(Ⅰ)は、開放型病院に自己の診察した患者を入院させた保険医が、開放型病院に赴き、開放型病院の保険医と共同で診療、指導等を行った場合に1人の患者に1日につき1回算定できるものであり、その算定は当該患者を入院させた保険医が属する保険医療機関において行う。
- (2) 開放型病院共同指導料(Ⅰ)を算定した場合は、区分番号「A000」初診料、区分番号「A001」再診料、区分番号「A002」外来診療料、区分番号「C000」往診料及び区分番号「C001」在宅患者訪問診療料等は算定できない。
- (3) 診療所による紹介に基づき開放型病院に入院している患者に対して、当該診療所の保険医が開放型病院に赴き診療、指導等を行った場合において、その患者について、区分番号「B009」診療情報提供料(Ⅰ)が既に算定されている場合であっても、開放型病院共同指導料(Ⅰ)を算定できる。
- (4) 開放型病院共同指導料(Ⅰ)を算定する場合、当該患者を入院させた保険医の診療録には、開放型病院において患者の指導等を行った事実を記載し、開放型病院の診療録には当該患者を入院させた保険医の指導等が行われた旨を記載する。
- (5) 開放型病院共同指導料(Ⅱ)は、当該患者を入院させた保険医の属する保険医療機関が開放型病院共同指導料(Ⅰ)を算定した場合に、開放型病院において算定する。

■特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)

第二 施設基準の通則

- 一 地方社会保険事務局長に対して当該届出を行う前六月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行つたことがないこと。

(略)

第三 医学管理等

四の二 開放型病院共同指導料(I)の施設基準

- (1) 病院であること。
- (2) 当該病院が当該病院の存する地域のすべての医師又は歯科医師の利用のために開放されていること。
- (3) (2)の目的のための専用の病床が適切に備えられていること。

■特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて

(平成20年3月5日保医発第0305003号 厚生労働省保険局医療課長)

別添1

第8 開放型病院共同指導料

1 開放型病院共同指導料に関する施設基準

- (1) 当該病院の施設・設備の開放について、開放利用に関わる地域の医師会等との合意(契約等)があり、かつ、病院の運営規定等にこれが明示されていること。
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当していること。
 - ア 当該2次医療圏の当該病院の開設者と直接関係のない(雇用関係はない)20以上の診療所の医師若しくは歯科医師が登録しているか、又は当該地域の医師若しくは歯科医師の5割以上が登録していること。
 - イ 当該2次医療圏の一つの診療科を主として標榜する、当該病院の開設者と関係のない(雇用関係のない)10以上の診療所の医師若しくは歯科医師が登録していること、又は当該地域の当該診療科の医師若しくは歯科医師の5割以上が登録していること。この場合には、当該診療科の医師が常時勤務していること。(なお、医師が24時間、365日勤務することが必要であり、医師の宅直は認めない。)
- (3) 開放病床は概ね5床以上あること。
- (4) 次の項目に関する届出前30日間の実績を有すること。
 - ア 実績期間中に当該病院の開設者と直接関係のない複数の診療所の医師又は歯科医師が、開放病床を利用した実績がある。
 - イ これらの医師又は歯科医師が当該病院の医師と共同指導を行った実績がある。
 - ウ 次の計算式により計算した実績期間中の開放病床の利用率が2割以上である。ただし、地域医療支援病院においてはこの限りではない。
$$\text{開放病床利用率} = \frac{\text{(30日間の開放型病院に入院した患者の診療を担当している診療所の保険医による延べ入院患者数)}}{\text{(開放病床} \times \text{ 30日間})}$$
- (5) 地域医療支援病院にあっては、上記(2)から(5)までを満たしているものとして取り扱う。

奈井江町における 病診連携の取り組み

～病診連携開放型共同利用病院～



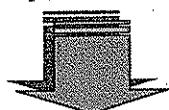
病診連携の取り組み

【平成元年】

- 町立病院老朽化に伴う「地域医療懇話会」の設置
新しい地域医療のあり方を目指し、地元医歯会との一体的なシステム
づくり構築に向け協議

【平成6年】

- 町立国保病院の全面改築にあわせてオープンシステム（病診連携開放型共同利用病院）の導入



安心して医療を受けられるシステム
かかりつけ医制度の確立

《平成19年度 実施状況》

病診連携運営状況

1. 開放型病床利用状況

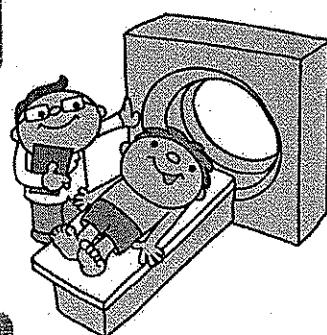
- 地元開業医名と町立国保病院医師(常勤医師:内科医2名、整形外科医1名)との連携による事業運営
- 開業医師が主治医、病院医師が副主治医

病院開放型病床12床利用状況

延べ利用患者数	1日平均患者数
2,735人	7.4人

2. 高度医療機器共同利用状況

医療機器名	延べ利用件数
CTスキャン	51件



3. 病院検査施設共同利用状況

項目	生化学	血液学	免疫学	肝炎ウイルス	腫瘍マーカー	尿	微生物	病理	その他	合計
件数	5,340	4,567	881	18	116	201	27	28	11	11,189

《検体の収集》

臨床検査技師が毎日午前、午後の2回収集

「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について」（平成18年3月23日保医発第0323003号）の一部改正について

第2 医師又は歯科医師の員数の基準及び入院基本料の算定方法

1 離島等所在保険医療機関以外の場合

2に該当する保険医療機関以外の保険医療機関であって、別紙2に規定する基準に該当するものについては、医科点数表又は歯科点数表に規定する入院基本料の所定点数に、別紙2の各欄に規定する数を乗じて得た点数とする。

2 離島等所在保険医療機関の場合

次に掲げる地域を含む市町村に所在する保険医療機関（以下「離島等所在保険医療機関」という。）であって、別紙2に規定する基準に該当するものについては、医科点数表又は歯科点数表に規定する入院基本料の所定点数に、別紙2の各欄に規定する数を乗じて得た点数とする。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づいて指定された離島振興対策実施地域

イ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地

ウ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に基づいて指定された振興山村

エ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に基づいて公示された過疎地域

別紙2

1 医療法標準による医師等の員数の基準と入院基本料（第3の3により届出された入院基本料及び特別入院基本料を含む。）の算定方法

	医師又は歯科医師の員数の基準	
	70／100以下	50／100以下
離島等所在保険医療機関以外の場合	90/100	85/100
離島等所在保険医療機関の場合	98/100	97/100

2 1に関する計算方法

(1) 医師の基準の分母は、医療法第21条第1項第1号又は第22条の2第1号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数とする。

(2) 歯科医師の基準の分母は、医療法第21条第1項第1号又は第22条の2第1号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数とする。

(3) 第1の2の措置を受けている保険医療機関にあっては、医療法による(1)及び(2)の員数の計算の基礎となる通常の平均入院患者数に代えて、当該数に80/100を乗じて得た数をもって医師等の員数を計算して得られた数とする。

(4) (1)から(3)について分子となる医師又は歯科医師の現員の計算方法は、医療法の例による。

■医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）

第二十一条 病院は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

- 一 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護師その他の従業者

(略)

第二十三条の二 都道府県知事は、病院又は療養病床を有する診療所について、その人員の配置が、第二十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に照らして著しく不十分であり、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対し、期限を定めて、その人員の増員を命じ、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

■医療法施行規則（昭和二十三年十一月五日厚生省令第五十号）

第十九条 法第二十一条第一項第一号の規定による病院に置くべき医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。

- 一 医師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五（耳鼻いんこう科又は眼科については、五）をもつて除した数との和（以下この号において「特定数」という。）が五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数

(略)

第二十二条の四の二 法第二十三条の二に規定する適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合は、医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数が第十九条又は第二十一条の二に規定する員数の標準の二分の一以下である状態が二年を超えて継続している場合であつて、都道府県医療審議会が法第二十三条の二の規定により都道府県知事が措置を探ることが適當であると認める場合とする。

郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大

現

- ・ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律により、地方公共団体は指定した郵便局において、次の6つの証明書交付事務を取り扱わせることができる。
戸籍の謄本・抄本等、納税証明書、外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書、住民票の写し及び住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書

課

- ・ 過疎化と高齢化が進むなかで、役場から距離のある集落でのサービスの充実が課題となっている。
- ・ また、地方公共団体の財政状況や人員体制が厳しくなるなかで、地域の郵便局を効率的に活用する方策が求められている。
- ・ 現在、郵便局への委託事務は上記の6つに限られており、地域の状況に応じ、範囲の拡大が求められる。

題

目指すすがた

郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大

○地方公共団体が郵便局に委託できる証明書等交付事務

- ・ 戸籍の謄本・抄本等
- ・ 納税証明書
- ・ 外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書
- ・ 住民票の写し及び住民票記載事項証明書
- ・ 戸籍の附票の写し
- ・ 印鑑登録証明書

○委託できる事務に北海道が条例で定める事務を追加

- (想定される交付事務等)
- ・ 固定資産評価証明書
 - ・ 課税証明書
 - ・ 軽自動車納税証明書
 - ・ 身分証明書

等

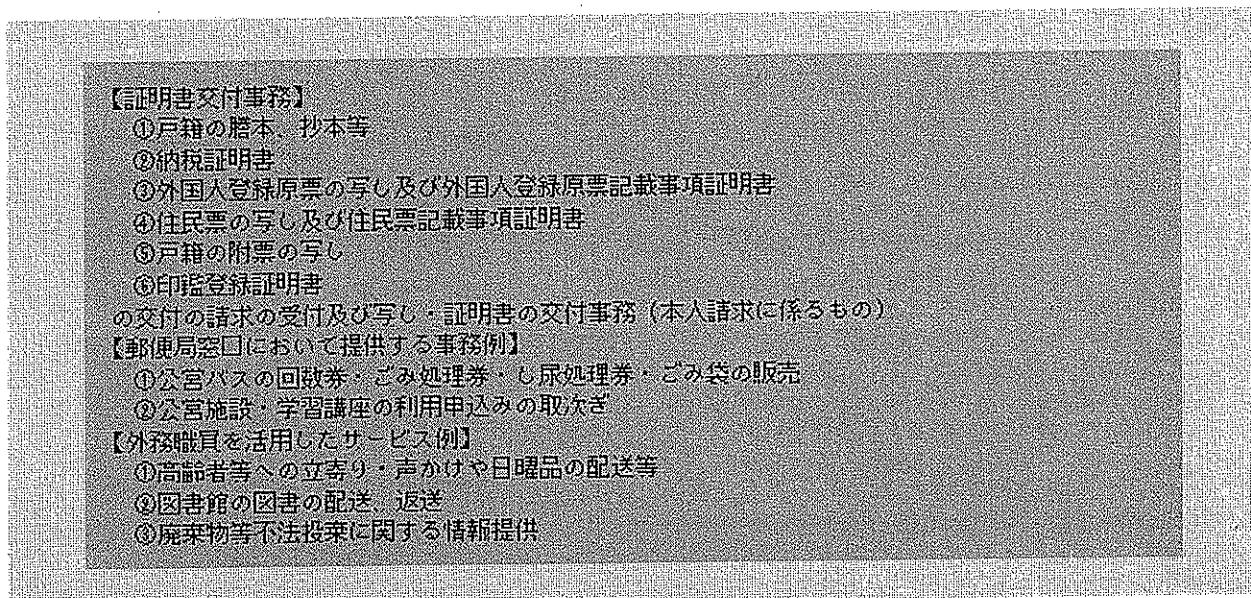
対象範囲は市町村、郵便局と協議のうえ、地域の実情にあわせて定める

過疎地域等における行政窓口サービスの利便性向上、小規模自治体等の行政効率化への支援、対象範囲の地域による主体的な決定

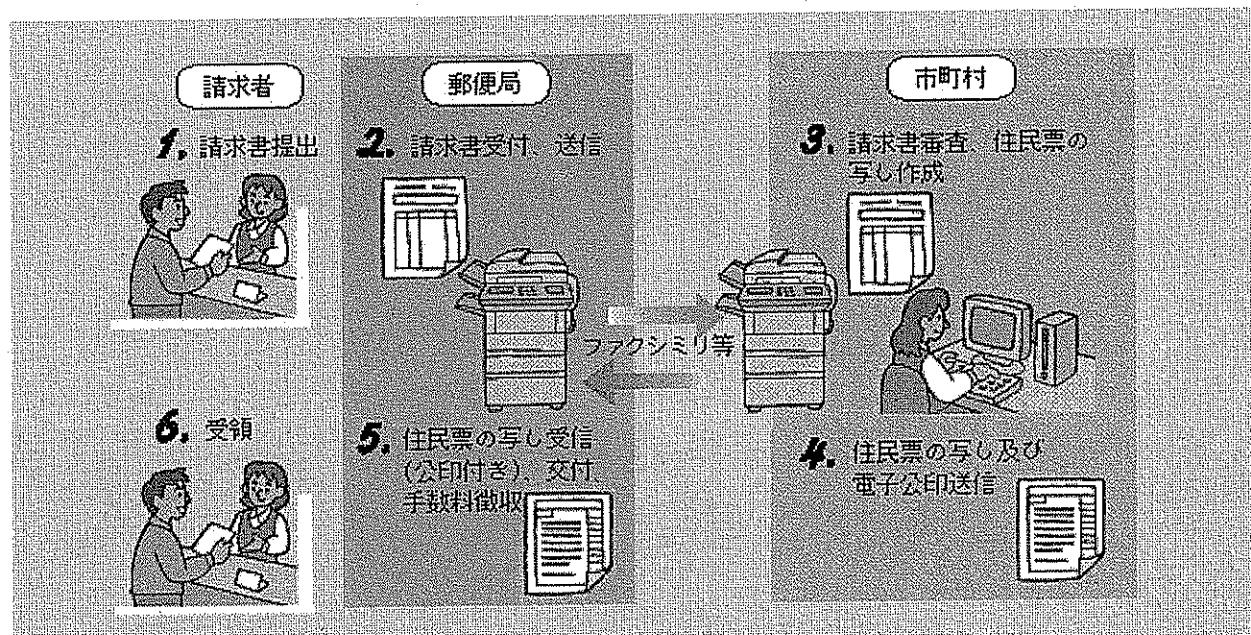
郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大<新旧対照表>

区分	現行	権限移譲等後
イメージ図	<p>【郵便局の活用が可能な地方公共団体事務】</p> <p>○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 § 2 の規定により、地方公共団体は、当該地方公共団体の他に、当該地方公共団体が指定した郵便局において、次に掲げる証明書交付事務を取り扱わせることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1 戸籍の謄本、抄本等 2 納税証明書 3 外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書 4 住民票の写し及び住民票記載事項証明書 5 戸籍の附表の写し 6 印鑑登録証明書</p> </div>	<p>【郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大】</p> <p>○ 法律で定める左記の6事務の6事務の他に、北海道が、市町村、郵便局と協議しながら、郵便局で取り扱うことができる事務を条例で定めることができるようになる。</p> <p><条例で定める事務として想定される事務></p> <p>身分証明書、固定資産評価証明書、課税証明書、軽自動車納税証明書等の交付事務など</p> <p>地域の実情に応じて、郵便局において取り扱うことができる地方公共団体の事務を拡大し、住民サービスの向上や行政の効率化に資する。</p>
法令制度	<p>郵便局で取り扱うことができる地方公共団体の事務が限定されている。</p>	<p>【特区提案】</p> <p>○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 § 2 の規定に、「(前各号の他に) 北海道が条例で定める事務」という旨の条文を追加する。</p> <p>なお、条例の制定に当たっては、市町村、郵便局と事前に協議しながら定めるものである。</p>

図表 1) 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」施行により
郵便局において利用可能となったサービス



図表 2) 証明書交付事務のサービスイメージ



(資料:平成 15 年度版 情報通信白書)

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」についての市町村アンケート調査結果概要

1 調査時期

平成20年11月

2 調査対象

道内180市町村

3 回収率

100%

4 主な調査項目

- 現在、法律に基づき郵便局で事務取扱を行っている市町村において、新たに追加したい業務について
- 現在、法律に基づき郵便局で事務取扱を行っていない市町村において、郵便局で取り扱ってみたい業務について

5 結果概要

(1) 郵便局での取扱い要望があった業務のうち、現行でも対応可能なものの

- ・指定ゴミ袋の交付、配布公営バス乗車券の販売等
- ・高齢者への声かけ
- ・廃棄物等不法投棄に関する情報提供
- ・公営施設の利用申し込みへの取り次ぎ

(2) 郵便局での取扱い要望があった業務のうち、法改正などの対応が必要と考えられるもの

- ・身分証明書の交付の請求の受付と引き渡し
- ・固定資産評価証明書の交付の請求の受付と引き渡し
- ・課税証明書の交付の請求の受付と引き渡し
- ・軽自動車納税証明書の交付の請求の受付と引き渡し
- ・公金の徴収業務の一部
- ・各種戸籍届出書の受理
- ・住民票に係る各種届出の受理
- ・印鑑登録の受付事務
- ・国民健康保険証に関する各種届出の受理
- ・乳幼児医療費等の給付の助成申請書の受付
- ・パスポート申請受理等(都道府県の業務だが市町村への移譲可)

※上記業務は、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」により取扱いが可能である6つの業務以外について記載。

全道市町村アンケートの結果 :

「地方団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局における事務の取扱い状況

- 1 すでに「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局での事務取扱を実施している(23市町村)

支庁	実施開始日	実施している事業の内容	新たに追加したい業務
石狩	平成17年度~	敬老優待乗車証の交付委託	指定ごみ袋の交付(来年度から)
石狩	平成15年4月1日	次の交付請求の受付及び引き渡しに関する事務、戸籍謄本等、除籍謄本等、納税証明書、登録原票の写し等、住民票の写し等、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書	
渡島	平成14年10月	戸籍の謄抄本、納税証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書	
後志	平成2年4月~	戸籍・住民票・印鑑証明などの交付請求の受付	
空知	平成17年4月~	1 戸籍謄抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄抄本、除籍記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し 2 納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し 3 外国人登録原票の写し、外国人登録原票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し 4 住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し 5 戸籍の附票の写しの交付の請求及び引渡し 6 印鑑証明書の交付の請求の受付及び引渡し	1 身分証明書、所得証明書、課税(非課税)証明書、固定資産評価証明書、軽自動車納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し事務 2 軽自動車標識交付の申請及び標識返納の受付事務 3 印鑑登録の受付事務 4 乳幼児医療費等の助成申請書の受付事務 5 公金の徴収・収納事務
空知	①平成16年4月~ ②平成16年12月~	①戸籍謄本、戸籍抄本、除籍謄本、除籍抄本、住民票の写し、戸籍の附表の写し及び印鑑登録証明書の交付の請求の受け付け並びに引渡し ②指定ごみ袋の販売	税、保険料、使用料等の徴収
空知	平成14年8月~	住民票の写し、印鑑登録証明書及び戸(除)籍謄本、抄本の発行・引き渡し	
空知	平成20年4月1日~平成21年3月31日まで。ただし、特別の事情がない場合は、1年間延長するものとし、以後同様とする。	戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄本、除籍抄本、除籍記載事項証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しに関する業務	
上川	平成18年5月より、郵便局のワンストップサービスを利用。	高齢者バス料金助成乗車証の交付委託業務 ※カード交付及び利用者負担金の収納	
留萌	(1)H14. 2 (2)H20. 6	(1)高齢者等への立寄り、声掛け。こども110番、道路の損壊や廃棄物等の不法投棄に関する情報提供(H14. 2) (2)災害発生時における協力協定(H20. 6)	
宗谷	平成15年12月12日~	スキーフリフト券の販売委託契約	
網走	平成18年4月~	次の交付請求の受付及び引き渡しに関する事務、①戸籍謄本等、②納税証明書、③住民票の写し、④戸籍の附票の写し、⑤印鑑登録証明書	・住民票の異動届の受理
胆振	平成16年6月1日(合併前の旧○×町から実施) 平成19年7月2日(合併後、旧△△町区域に実施)	住民票、印鑑証明、戸籍証明事務、納税証明	
胆振	平成20年5月12日~	住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し	左記記載の業務に係る証明書の作成業務

支庁	実施開始日	実施している事業の内容	新たに追加したい業務
胆振	平成15年10月10日	証明証の交付業務 ・住民票、戸籍謄本(抄本)、印鑑証明 ・税に関する証明書	町指定の有料ゴミ袋販売の委託業務
胆振	平成15年4月1日 (一部の郵便局は平成20年3月末で中止。利用実績少なかったため)	戸籍謄抄本、印鑑証明書、住民票等の写しの請求受理及び交付の取り次ぎ	
日高	平成5年12月1日から	住民票の申請事務(交付事務を含まない)	・ごみ袋の販売(販売店のない集落のみ): 協議しているが回答なし。 ・納稅証明書の交付
日高	平成18年9月1日	印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍全部事項及び個人事項証明(戸籍謄抄本)	
十勝	平成14年2月~	70歳以上世帯の高齢者の安否確認	
十勝	平成14年2月から	高齢者の生活状況確認	
釧路	平成16年7月1日	①戸籍の謄本・抄本、②住民票の写し、③印鑑登録証明書の請求の受付及び請求に係る引渡し	①除籍謄本・抄本(改製原戸籍含む)及び戸籍記載事項証明書、②戸籍の附票の写し、③住民票記載事項証明書、④身分証明書の請求の受付及び請求に係る引渡し
釧路	平成17年4月1日	戸籍抄本、謄本、納稅証明書、録原票の写し、戸籍の付票の写し、印鑑登録証明書など	
根室	平成20年7月1日	証明書交付事務(印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍抄本、所得・課税証明書、納稅証明書)	

2 過去に「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局での事務取扱を実施したが現在は行っていない(3市町村)

支庁	実施期間	実施していた事業の内容	取りやめた理由
後志	H15年4月から実施。現在休止中	ゴミ袋販売業務 高齢者世帯の安否確認	領収書発行の問題発生
空知	平成14年~16年3月	外務職員による高齢者等への生活状況確認業務	地方公共団体事務取扱手続から無償契約が削除され、郵便局長の無償契約の締権限がなくなり、契約更新できなくなった。
上川	平成14年5月31日~16年7月31日	不法投棄に関する情報提供、高齢者等の生活状況確認	郵便局からの申し出

3 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局での事務取扱いを行なう予定がある(5市町村)

支庁	開始予定期	実施予定の業務内容
檜山	未定(住民の合意形成必要)	証明書交付事務、公金受領納付など
後志	未定	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条で規定する各業務
上川	未定	独居老人の安否確認
留萌	平成21年	証明書交付事務
釧路	未定	住民票の交付、各証明書の交付等の窓口業務の一部

4 法律で他の業務が追加されれば「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局での事務取扱を行ってみたい(19市町村)

支庁	行ってみたい業務内容
渡島	各種戸籍届出書の受理 住民票に係る各種届出の受理 国民健康保険証に関する各届出書の受理など
渡島	行政全般の事務ができるようになったら検討したい
後志	現時点では具体的な業務無し
後志	現行法内(郵便局による証明書交付事務など)でも、事務の合理化が期待できる業務もあるので、今後において要検討
空知	郵便局で出来る業務が決まった中で、できるものがあったら行ってみたい
空知	新たに特定の業務が追加されれば行いたいというわけではないが、今後、検討してみたい。
空知	現行法の他、旅券法に規定するパスポート事務
上川	給付等の申請受付業務
上川	行うことができる業務にもよるが、住民の利便が向上するのであれば、実施にむけて検討したい。
留萌	支所を廃止するとき、支所の事務の補完がある程度必要となるため、町税及び税外収入の窓口徴収業務が必要となる
留萌	支所が行っている町村窓口業務や出納業務全般等
宗谷	当町としても、住民サービス向上を第一優先とするが、財源の措置等の関係によっても大きく左右することから、今後の法改正等に合わせ費用対効果等について充分検討し、実施していきたいと考える。
胆振	窓口業務以外で、外務職員のノウハウを利用した住民サービス(独居老人宅の訪問など、特に福祉面)については魅力があり、検討を行いたい。
胆振	高齢者世帯の安否確認、廃棄物等の不法投棄情報、不審者防犯パトロール
十勝	役場庁舎、支所と郵便局の場所にもよるが、地域住民にとって利便性が向上する事務があれば検討したい。
十勝	独居老人の安否確認業務、移住促進のための空き家、空き地情報収集業務
釧路	将来的に支所の廃止が検討されているので、もし廃止になった場合、その支所業務をどうするか、郵便局の取り扱いも含め検討したい。
釧路	・税及び税外収納 ・保険料の収納 ・国保関係業務 ・生活保護費の支払いなど、出張所でできる業務全般
根室	証明書交付事務、ごみ袋の販売及び公営施設の利用申込み等の外に各種申請書の受付けの代行(行政への取次ぎ)などが追加されると考えます。しかし、現実的には証明書交付業務にしても戸籍法等の改正により窓口における本人確認の手続きに前にもまして厳格さを求められていますし、また、支所・出張所業務を求める地区の郵便局自体が合理化、民営化によって人員が削減されている状況にあり、果たして本当に受け皿に成り得るのか疑問視されます。

■地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第一百五十五条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第一百七十五条 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。

- 2 前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の職員を指揮監督する。

■郵便局株式会社法（平成十七年十月二十一日法律第百号）

（業務の範囲）

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務
 - 二 郵便事業株式会社の委託を受けて行う印紙の売りさばき
 - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。
- 一 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務
 - 二 前号に掲げるもののほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
 - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。
- 4 会社は、第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

■地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律

（平成十三年十一月十六日法律第百二十号）

（郵便局における事務の取扱い）

第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。

- 一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項の規定に基づく同

- 項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第百二十条第一項の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）又は同法第十二条の二において準用する同法第十条第一項の規定に基づく同法第十二条の二の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第百二十条第一項の磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「除籍謄本等」という。）の交付（当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し
- 二 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十の規定に基づく同条の証明書（以下この号において「納税証明書」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し
- 三 外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条の三第二項の規定に基づく同項の登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書（以下この号において「登録原票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る登録原票の写し等の引渡し
- 四 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下この号において「住民票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し
- 五 住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し（以下この号において「戸籍の附票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し
- 六 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書（以下この号において「印鑑登録証明書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し

（郵便局の指定等）

- 第三条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。
- 一 その人的構成に照らして、前条各号に掲げる事務のうち郵便局において取り扱う事務（以下「郵便局取扱事務」という。）を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。
- 二 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。
- 三 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として総務省令で定める措置が講じられていること。
- 四 その他総務省令で定める基準に適合すること。
- 2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、郵便局株式会社に協議しなければならない。
- 3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第一項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

- 4 地方公共団体は、第一項の規定により郵便局を指定したときは、その旨、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を告示しなければならない。
- 5 地方公共団体は、郵便局株式会社との協議により、第一項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

（秘密保持義務等）

第六条 事務取扱郵便局の職員又はこれらの職にあった者は、郵便局取扱事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 郵便局取扱事務に従事する事務取扱郵便局の職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（罰則）

第八条 第六条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。